

少子化対策の総合的推進

【少子化社会対策関連予算案（厚生労働省分）】

1兆3,452億円（19年度） 1兆2,984億円

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）や「「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」（平成19年12月）等を踏まえ、仕事と生活の調和の実現、地域子育て支援の推進、児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実、母子家庭等自立支援対策の推進、母子保健医療の充実などの少子化対策を総合的に推進する。

1. 仕事と生活の調和の実現

147億円

- 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進 25億円
 - ・社会的気運の醸成に向けた取組の推進や職場意識の改善に取り組む中小企業への助成措置の創設
- 仕事と家庭の両立が図れる環境整備の推進 104億円
 - ・育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援の拡充や事業所内託児施設の設置・運営等に対する支援の推進、マザーズハローワーク事業の充実

2. 地域の子育て支援の推進

6,828億円

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 684億円
 - ・企業を含めた地域ぐるみの子育て支援の推進や子育て支援拠点の拡充
- 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,905億円
 - ・保育所の受入れ児童数を拡大するとともに、病児・病後児保育、家庭的保育事業の充実など保護者のニーズに応じた保育サービスの充実
- 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進 187億円
 - ・放課後児童クラブの必要なすべての小学校区における実施

3. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

849億円

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 804億円
 - ・子どもを守る地域ネットワークの機能強化、里親手当の充実や児童養護施設における小規模ケアの推進等社会的養護体制の拡充

4. 母子家庭等自立支援対策の推進

1,723億円

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 80億円
 - ・母子家庭に対する就業支援等の一層の推進
- ※ 児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における一部支給停止措置については、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者を除き、行わない。

5. 母子保健医療の充実

278億円

- 産科・小児科医療の確保 84億円
 - ・産科医療機関への支援、周産期医療提供体制の充実及び小児救急医療等の推進
 - ・子どもの心の問題に対応するための診療拠点病院の整備

※ 地方財政措置による対策

- ・少子化対策本部の設置など総合的な少子化対策の推進体制の整備